

# 令和6年度 横浜市障害者就労施設等からの優先調達方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの優先調達方針（以下「調達方針」という。）を定め、本市における障害者就労施設等からの優先調達の一層の推進を図る。

## 1 目的

横浜市が障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」）の優先的な調達を推進することにより、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資することを目的とする。

## 2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

なお、この調達方針における「区局等」とは、横浜市事務分掌条例（昭和 26 年横浜市条例第 44 号）第 1 条に掲げる統括本部及び局、区役所、消防局、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、議会局、水道局、交通局並びに医療局病院経営本部をいう。

## 3 適用範囲

本調達方針は、区局等に適用する。

## 4 調達方針の対象となる障害者就労施設等

調達方針の対象となる障害者就労施設等は以下のうち、所在地又は住所が本市内にある施設等とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害者福祉サービス事業所（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援事業）
- (4) 重度障害者多数雇用事業所（特例子会社を除く）
- (5) 在宅就業支援団体
- (6) ふれあいショップ
- (7) 共同受注窓口
- (8) 在宅就業障害者
- (9) 特例子会社

【参考】(1)～(7)：障害福祉サービス事業所等【3号随意契約の対象】／(8), (9)：企業等

## 5 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進にあたっては、本市の調達に関する他の施策との調和を図りつつ、単年度ごとに当該年度の調達目標を定めた調達方針を策定する。
- (2) 横浜市障害者共同受注センターを活用し、発注の促進に努める。また、前年度調達実績に到達していない区局等については、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討する。
- (3) 障害者就労施設等から前年度までに調達した物品等においては、継続的な調達に努めるとともに、これまで調達実績のない物品等についても調達を検討する。

## 6 調達目標

調達目標を次のとおり定める。

- (1) 横浜市全体では、前年度の調達実績額（令和5年度：**4億6,482万685円**）を上回るよう努める。
- (2) 各区局等では、各区局等における前年度の調達実績額を上回るよう努める。

## 7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定又は見直しを行ったときは、市ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、市全体の調達実績額のほか、区局等ごとの調達実績額など、概要をとりまとめ、市ホームページ等により、速やかに公表する。

## 8 策定日

令和6年7月1日

### 【参考条文】

#### 優先調達推進法

（定義）

##### 第二条 略

2 この法律において「障害者就労施設」とは、次に掲げる施設をいう。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

二 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設

三 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第三号に規定する重度身体障害者、同条第四号に規定する知的障害者又は同法第六十九条に規定する精神障害者であって同法第四十三条第一項に規定する労働者であるものを多数雇用する事業所として政令で定めるもの

3～7 略

（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 横浜市障害者支援施設等に準ずる者の認定にかかる要綱

第3条 障害者支援施設等に準ずる者として認定を受けることができる者は、市内に主たる事業所を有する、次の各号のいずれかに該当する者であり、第5条第1項の認定を受けた者をいう。

(1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1項第2号に規定する事業所（以下「重度障害者多数雇用事業所」という）。ただし、障害者優先調達推進法施行令第1条第1項第1号に規定する事業所を除く。

(2) 障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する在宅就業支援団体で厚生労働大臣に申請し、登録を受けた者（以下「在宅就業支援団体」という。）

(3) 横浜市ふれあいショップ事業実施要綱（平成7年4月1日福障第534号）第5条第3項の規定によりふれあいショップ設置運営の承認を受けたふれあいショップ（以下「ふれあいショップ」という。）

(4) 障害者優先調達推進法に定める物品及び役務の調達を契約の主体となる共同受注窓口（障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定）に規定する共同受注窓口）として実施し、次の各号のいずれにも該当する実績を有する者

ア 定款、寄付行為等に、障害者の就業機会の確保を目的とすることが明示され、公平かつ効率的に受注内容に対応可能な市内に所在地を有する複数の障害者支援施設等にあっせん又は仲介する業務を行っていること。

イ 障害者支援施設等に係る物品等の開発、販売促進又は品質改善の取組を行う等適切な業務遂行能力を有していること。

ウ 市内に所在地を有する障害者支援施設等を経営する複数の法人又は個人が相当数参加していること。

2 略